



島根県報

平成27年9月15日（火）

号外第149号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第635号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年9月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	431号	出雲市長浜町3057番1地先から同市大社町中荒木899番地先まで	前 A	メートル 13.60～ 49.60	メートル 1,995.00	出雲県土整備事務所 左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 トリプルウェイ解消 市道移管 河川管理者へ返還 用途廃止	
		出雲市荒茅町1904番1地先から同町855番4地先まで		B	4.00～ 17.00		275.00
		出雲市荒茅町1890番地先から同町1897番地先まで	C	6.50～ 8.50	110.00		
		出雲市長浜町3057番1地先から同市大社町中荒木899番地先まで	後 A	13.60～ 49.60	1,995.00		
県 道	草野横田線	安来市広瀬町東比田2546番3地先から同地先まで	前	A	10.70～ 14.00	82.50	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ 迂回路設置
				A	10.70～ 14.00	82.50	
			後	B	4.50～ 5.40	79.00	

島根県告示第636号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年9月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	草野横田線	安来市広瀬町東比田2546番3地先から同地先まで	メートル 79.00	平成27年 9月15日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	
〃	静間久手停車場線	大田市静間町184番9地先から同町196番2地先まで	284.05	平成27年 9月15日	県央県土整備事務所大田事業所	